

## ■2019 年度 A 日程一般入試法律科目試験

### 「商法」問題の出題趣旨・解説

#### 【出題趣旨】

会社の承認がない譲渡制限株式の譲渡の効力についての理解を問うとともに、株主に株主総会の招集通知が発せられなかった場合の総会決議の効力について検討することを求める問題である。

#### 【解説】

(1) 株式は自由に譲渡できるのが原則であるが（会社法 127 条。以下、条文は会社法）、会社にとって好ましくない者が株主となることを防いで閉鎖性を維持したいという小規模会社のニーズに応えるため、会社が発行する全部の株式について、譲渡による取得に会社の承認を要する旨を定款に定めることができ（107 条 1 項 1 号・2 項 1 号）、このような会社は、公開会社でない株式会社（非公開会社。2 条 5 号）となる。本問は、非公開会社である甲社の株式が、甲社の承認なしに A から B に譲渡された場合の効力を、第一の論点としている。

(2) 会社の承認（取締役会設置会社では取締役会の決議による。139 条 1 項）を得ずになされた譲渡制限株式の譲渡の効力はどうなるか。判例・多数説は、好ましくない者が株主になることを防ぐという株式譲渡制限制度の趣旨からすれば、会社との関係において譲渡の効力を否定すれば足りるから、会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡も、当事者間では有効であると解する（相対的無効説、最判昭和 48 年 6 月 15 日民集 27 卷 6 号 700 頁）。さらにこの考え方を前提に、会社が譲受人を株主として認めることができるか否かについては、判例は、会社との関係で譲渡の効力が生じていない以上、会社は譲渡人を株主として取り扱う義務があるとする（最判昭和 63 年 3 月 15 日判時 1273 号 124 頁）。名義書換未了の場合と異なり、会社が任意に譲受人である株式取得者を株主として取り扱うことも許されないことになるが、多くの学説もこの考え方を支持する。

(3) 本問の第 2 の論点は、臨時株主総会の招集に際して、甲社代表取締役 C が、株主名簿上の株主である A に、招集通知を発しなかった点である。株主総会を招集するためには、非公開会社である甲社の場合は、株主総会の日の 1 週間前までに、株主に対して招集通知を発しなければならない（299 条 1 項）。本問においては、上記を前提にすると、C は、A を株主として取り扱わなければならないが、A にも臨時株主総会の招集通知を発して、議決権行使を認めるべきであった。

(4) 株主総会の決議の手續・方法や内容に瑕疵がある場合に、これを民法の一般原則に従って一律に無効とすると、無用の混乱を来しかねない。そこで会社法は、瑕疵の軽重に応じて、決議取消しの訴え(831条)、決議無効確認の訴え(830条2項)、決議不存在確認の訴え(830条1項)の3種類の訴えの制度を設け、それぞれに応じて提訴権者、提訴期間、効力等について定め、画一的な処理および法的安定性を図っている。本問に関わる決議取消しの訴えについては、会社法は、株主総会の招集の手續または決議の方法が法令もしくは定款に違反し、または著しく不公正なときは、株主・取締役・監査役・清算人は、総会決議の日から3ヵ月以内に、訴えをもって決議の取消しを請求することができる(831条1項)。本問において、Cは、Aに招集通知を発しなかったのであるから、本問の総会決議には招集手續の法令違反という取消事由(831条1項1号)があるので、決議の日から3ヵ月以内であれば、Aは、決議取消しを求めて訴えを提起することができる。

(5) もっとも、総会決議の瑕疵が招集手續・決議方法の法令・定款違反という手續上の瑕疵に過ぎない場合には、①その違反する事実が重大でなく、かつ②決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、裁判所はその請求を棄却することができる(831条2項)。会社法が、株主総会の日の一定期間前に招集通知を発することを要求しているのは、株主に準備期間と議決権行使の機会を保障し、株主の意思を株主総会に反映させるためであるところ、招集通知が発せられなかったことにより、株主総会に出席し議決権を行使する機会を奪われたことは、株主の利益の観点からみて違反する事実が軽微とはいえないし、しかも本問の場合、Aは甲社株式の35%を有しているのであるから、その議決権行使によっては、特別決議を要する事業譲渡(467条1項・309条2項11号)の承認決議に影響がなかったとはいえない。したがって、Aの決議取消しの訴えは、認められることになる。

以 上